

## 自然環境分野

### 短期目標（10年後の目標）

## 自然と暮らしが調和した多摩のみどりの形成

### 1. 自然環境分野の施策体系

自然環境分野では、樹林や公園緑地などのみどりに関する事項と、河川や水路などの水に関する事項を中心に、歴史文化に関する事項についても対象としています。それらの事項について、以下の4つの「施策方針」に基づき、「施策」を展開しています。また、みどりの「量から質への転換」、「愛でるみどり」から「関わるみどり」への転換をめざす「みどりのルネッサンス」事業は、個々の施策で実現していきます。

#### 施策方針A 生物多様性に配慮したまとまりあるみどりの保全

- 施策：01 生物多様性の確保に関する取組みの推進
- ：02 拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全
- ：03 まちなかの民有樹林の保全
- ：04 生産緑地地区の保全と活用
- ：05 水環境の維持・保全
- ：06 周辺自治体との広域連携の推進

#### 施策方針B 暮らしと調和したみどりの適切な育成管理

- 施策：07 安全安心な暮らしと調和したみどりの構築
- ：08 みどりの適正な育成管理
- ：09 パートナーシップによる公園緑地等の育成管理

#### 施策方針C 身近なみどりの創出と公園緑地の再生

- 施策：10 身近な緑化の推進
- ：11 公園緑地のリニューアル
- ：12 みどりのリサイクルの推進

#### 施策方針D 歴史文化の保全と活用

- 施策：13 文化財等の保全と活用

## コラム

### ●多摩市のみどりの特徴

市内のみどりは、多摩ニュータウン開発の造成によりやむなく失われ、造成後 40 年を経て甦らせた新しいみどりを育てることで豊かな都市公園、都市緑地等が形成されている一方、昔ながらの多摩丘陵のまとまった雑木林が点在し、里山的風景が色濃く残っていることで新旧のみどりがつながりをもっていることが大きな特徴となっています。



市内に残る貴重な里山の風景  
(関戸六丁目周辺)



新たに創出された豊かな公園緑地  
(多摩中央公園)



市内に残る昔ながらの貴重なまとまり  
あるみどりを保全していくために・・・

### ●重点的にみどりを保全するエリアの設定「拠点と軸」

市内に残された里山を感じさせるまとまりある「みどり」について、生物多様性の確保や広域的な連携にも配慮し、重点的に保全を推進し、後世に引き継いでいくエリアとして、「みどりの拠点」と「みどりの軸」を設定しています。

#### 「みどりの拠点」とは

市内に残されたまとまりある樹林地等を「みどりの拠点」と位置づけ、生物多様性にも配慮し持続的に保全・再生していくとともに、市民の健康活動やレクリエーション活動等に寄与する空間づくりを推進していきます。

- ①日野市境周辺拠点
- ②東寺方小学校周辺拠点
- ③原峰公園及び市役所周辺拠点
- ④都立桜ヶ丘公園周辺拠点
- ⑤稲城市境周辺拠点
- ⑥中沢・唐木田周辺拠点

#### 「みどりの軸」とは

河川や、丘陵地の連続的な斜面樹林等を「みどりの軸」として位置づけ、生物多様性にも配慮した市域を越えた多摩丘陵の広域的なつながりの形成を推進していきます。

- ⑦ニュータウン通り北連携軸
- ⑧大栗川沿い連携軸
- ⑨多摩川連携軸
- ⑩連光寺崖線等連携軸
- ⑪よこやまの道広域連携軸（尾根幹線南）



本市のみどりの拠点と軸の位置イメージ図

## 2. 施策方針別の「施策」及び「取組み」

4つの「施策方針」に基づき、現状と課題、今後の取組みの方向性を示した上で、「施策」及び施策を進めるにあたっての「取組み」を設定しています。

### 施策方針A 生物多様性に配慮したまとまりあるみどりの保全

#### (1) みどりの保全の現状と今後の方向性

##### 1) 現状と課題

多摩市のみどりは、尾根幹線沿いの既存樹林や多摩川や大栗川、乞田川に沿った既存樹林、日野市境の既存樹林や、都立桜ヶ丘公園周辺や府中カントリークラブ周辺の既存樹林などの多摩丘陵の里山の面影を残す既存樹林・畑地や、多摩ニュータウン事業により保全創出された多くの公園緑地等により、構成されています。

多摩市のみどり率<sup>\*1</sup>は、53.9%と市全域の半分以上を占め、市民のみどりに関する評価も、生活環境の総合評価の中で最も高く評価されています。

一方、市内のみどりには希少な動植物も生息しており、様々な動植物の生物生息環境を提供しています。これら生物多様性の確保には、生物の生息空間となっている豊かな樹林や田畑、水路・河川等のみどりを保全し、それらをつないでいくことが重要です。しかしながら、こうした昔ながらの多摩丘陵の里山の面影を残す既存樹林は、多くが民有の樹林地でありその永続的な保全が課題となっています。

##### 2) 今後の取組み

生物多様性に配慮した市域を越えたみどりのつながり（エコロジカルネットワーク）も意識し、多摩丘陵の里山の面影を残す既存樹林を保全・確保するとともに、生物多様性の確保に向けた体制づくりをめざします。

その他、沿道の斜面緑地や屋敷林等のまちなかの民有樹林、生産緑地地区、湧水や水路などの水環境の保全・活用を推進していきます。



生物多様性の観点からも重要なまとまりある樹林（和田緑地の森等）



団地などで保全・再生され、育まれてきたまちなかの樹林（愛宕四丁目付近）



貴重な生物生息空間を提供する生産緑地（関戸六丁目付近）

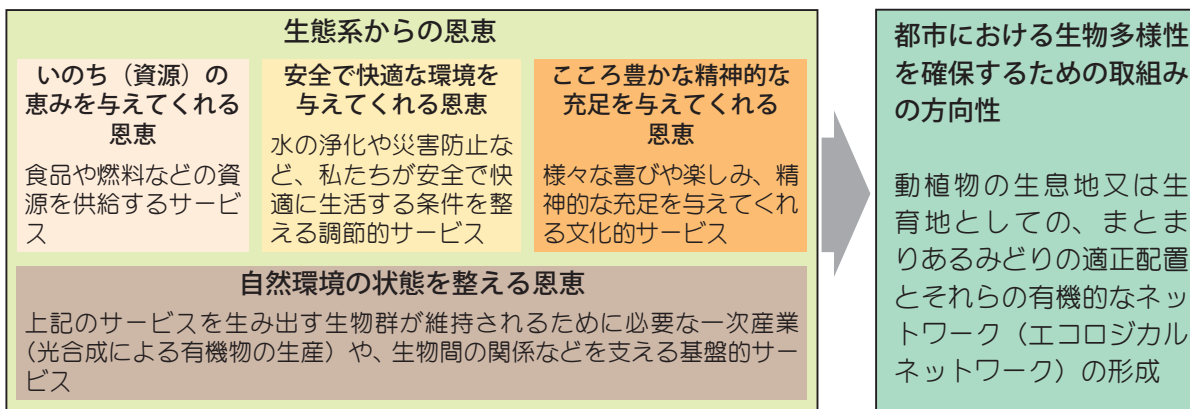


## コラム

### ●生物多様性について

地球上には、現在 3000 万種ともいわれる様々な種類の生物がつながりをもって生きており、それが生物多様性の姿といえます。

これら多様な生物は、お互いにつながり、支え合いながら生きており、人間も例外ではありません。私たちの将来の世代が豊かに暮らすためには、長い進化の歴史の中で引き継がれてきた、多様でつりあいのとれたいのちのつながりが維持されることが重要です。



### ●多摩市のみどり量

#### ■住区基幹公園

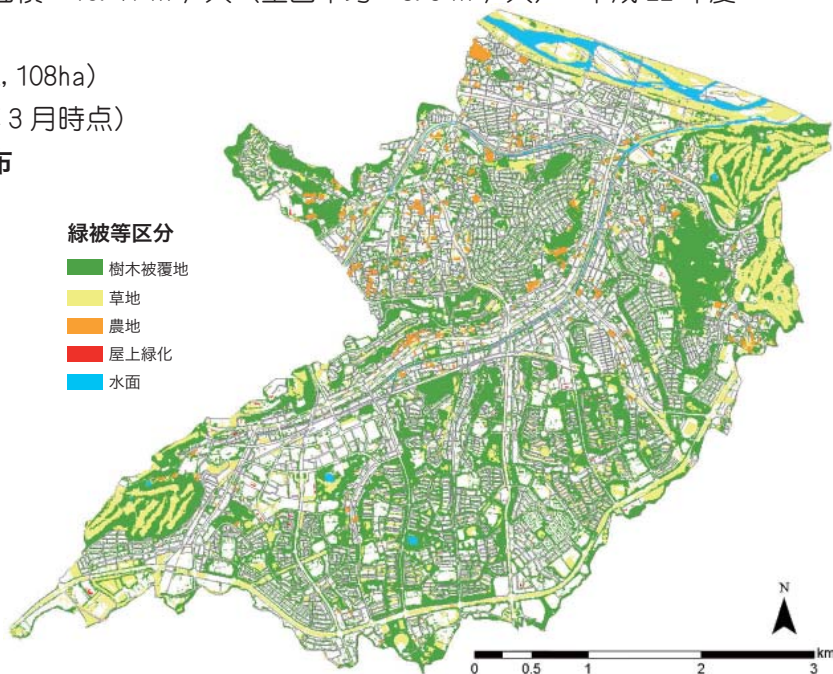
国や都の目標水準を上回る「住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園）」の整備水準

- ・公園面積：約 135ha（都立桜ヶ丘公園面積除く）、162 公園
- ・一人あたりの公園面積：13.47 m<sup>2</sup> / 人（全国平均：8.9 m<sup>2</sup> / 人） - 平成 22 年度

#### ■みどり率

- ・約 1,136ha（市域 2,108ha）
- ・53.9%（平成 22 年 3 月時点）

#### ■多摩市のみどりの分布



#### ※ 1 みどり率とは

樹林等の緑に加えて、みどりの様々な機能を考慮し、公園や水面などのオープンスペースや宅地等のみどりを加えた面積が市域面積に占める割合を示したものであり、東京都で採用しているみどりの量を計測する指標です。

## (2) 施策・取組みと役割

### 施策 01：生物多様性の確保に関する取組みの推進

市	市民（市民団体等）	事業者
<b>○生物多様性の確保に向けた体制づくり【新規】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性に関する普及啓発や、取組みのための庁内の体制づくりを推進する。 (みどりと環境課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の確保の大切さ等への理解を深める。</li> <li>市の生物調査や保全施策の実施に協力する。</li> <li>ペットを野生に放さない。</li> <li>観察会など、生息環境の把握に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の確保の重要性を認識し、みどりの保全等に協力する。</li> </ul>
<b>○生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成【新規】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点と軸の保全を推進する。 (みどりと環境課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの保全への協力や関心を深め、活動につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内のまとまりあるみどりの保全を行う。</li> </ul>
<b>○生物環境の把握とデータバンク化【新規】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>生物環境の調査の実施とデータバンク化を推進する。 (みどりと環境課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物環境等調査結果のデータバンク化へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物環境の把握を行った場合は、データバンク化へ支援と協力をする。</li> </ul>

### 施策 02：拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全

市	市民（市民団体等）	事業者
<b>○法制度を活用したまとまりある民有樹林の保全【改善】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別緑地保全地区制度等の活用によるまとまりある民有樹林の保全を推進する。 (みどりと環境課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有樹林の所有者は保全への協力を行う。</li> <li>保全されたみどりの育成や活用に関する活動へ参加、協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に樹林を所有している場合、保全への協力を行う。</li> <li>保全された樹林への維持管理活動等へ参加、協力を行う。</li> </ul>
<b>○その他の手法によるまとまりある民有樹林の保全【改善】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。 (みどりと環境課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有樹林の所有者は保全への協力を行う。</li> <li>保全されたみどりの育成や活用に関する活動へ参加、協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に樹林を所有している場合、保全への協力を行う。</li> <li>保全された樹林への維持管理活動等へ参加、協力を行う。</li> </ul>

※取組み欄にある【新規】【改善】【継続】は、前回の環境基本計画の施策及びみどりの基本計画の施策から、新たに追加された内容、前回の施策に追加変更された内容、前回の施策を引き継いでいる内容を示しています。(p20 参照)

●みどりの拠点や軸を構成する民有樹林の保全

■現状の民有樹林の保全

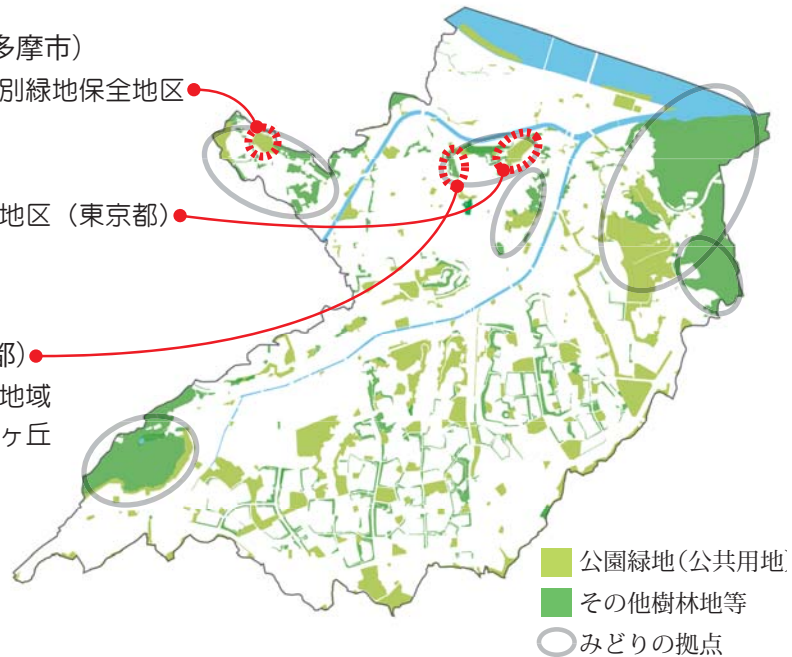
①特別緑地保全地区の指定（多摩市）

地区名：和田緑地保全の森特別緑地保全地区  
 位置：多摩市和田  
 面積：約2.9ha

地区名：霞ヶ関特別緑地保全地区（東京都）  
 位置：多摩市桜ヶ丘  
 面積：約3.3ha

②緑地保全地域の指定（東京都）

地区名：多摩東寺方緑地保全地域  
 位置：多摩市東寺方及び桜ヶ丘  
 面積：1.5ha



法制度等により土地利用規制等がされていない民有樹林の保全に向けて



法制度等の活用により拠点や軸となる民有樹林を保全していきます。

■今後の保全方策

①法制度の活用による保全



行為規制による保全

特別緑地保全地区制度の活用

- ・10ha未滿の良好な樹林地等を対象に、行為規制による保全をする。
- ・土地所有者には、税制優遇や管理負担の軽減等のメリットがある。

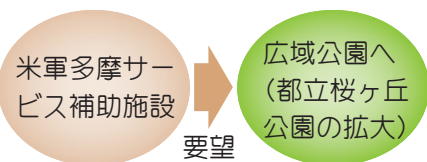
公有地化による保全

都市公園として保全

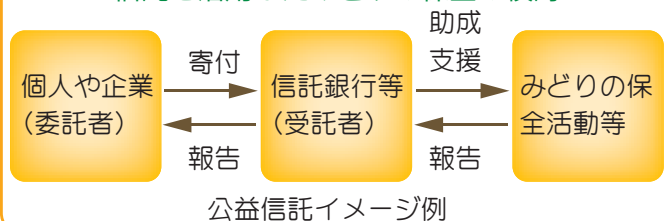
- ・既存大規模公園周辺地区等で必要な箇所は、コスト等を十分勘案し、都市公園として位置づけ、公有地化を検討する。

②その他の方策による保全（新たな緑地保全手法の検討等）

米軍多摩サービス補助施設の返還要望



信託を活用したみどりの保全の検討



### 施策 03：まちなかの民有樹林の保全

市	市民（市民団体等）	事業者
○緩やかな法制度や条例等の活用による民有樹林の保全【改善】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の保全制度の継続と新たな保全方策の検討を推進する。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有樹林の所有者は保全へ協力する。</li> <li>保全されたみどりの育成や活用に関する活動へ参加、協力する。</li> <li>みどりの協定の締結などみどりの保全へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に樹林を所有している場合、保全へ協力する。</li> <li>保全された樹林の維持管理活動等へ参加、協力する。</li> </ul>
○その他の手法によるまちなかの民有樹林の保全【改善】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有樹林の所有者は保全への協力を行う。</li> <li>保全されたみどりの育成や活用に関する活動へ参加、協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に樹林を所有している場合、保全へ協力する。</li> <li>保全された樹林の維持管理活動等へ参加、協力する。</li> </ul>

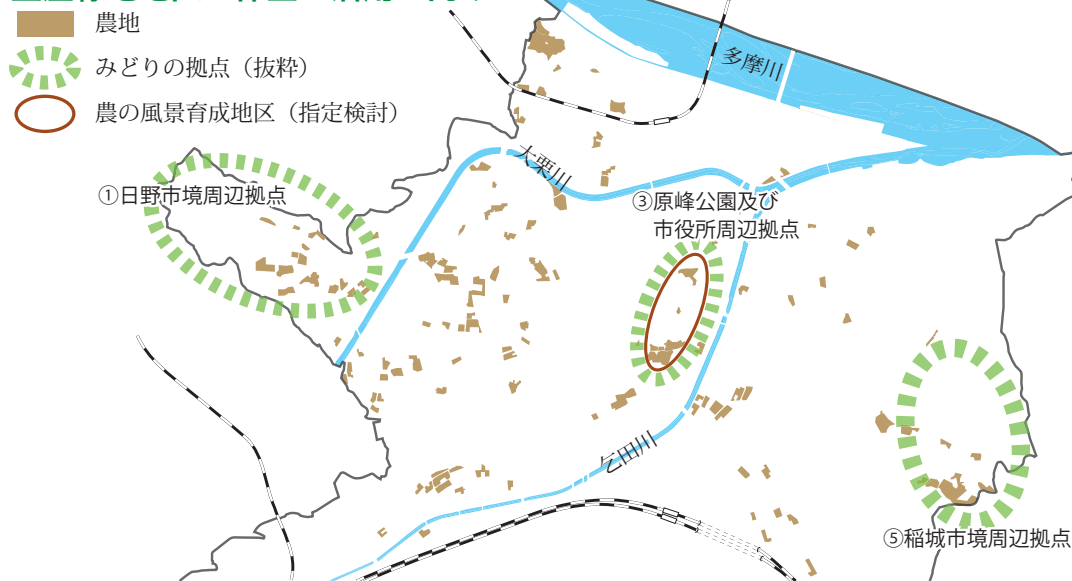
### 施策 04：生産緑地地区の保全と活用

市	市民（市民団体等）	事業者
○「みどりの拠点」内の生産緑地地区の保全活用方策の検討【改善】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地地区の公的利用や農業者支援等を推進する。（みどりと環境課、経済観光課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの拠点地区内の生産緑地地区の保全への理解と活用へ協力する。</li> <li>地産地消へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者は、生産緑地地区の保全に努める。</li> <li>その他事業者は、農業者への支援等を協力する。</li> </ul>
○その他の生産緑地の保全活用方策の検討【改善】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地地区の農業者支援等を推進する。（みどりと環境課、経済観光課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地地区の保全への理解と活用へ協力する。</li> <li>地産地消へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者は、生産緑地地区の保全に努める。</li> <li>その他事業者は、農業者への支援等を協力する。</li> </ul>



コラム

●生産緑地地区の保全・活用に向けて



取組み1：「みどりの拠点」内の生産緑地地区の保全活用の検討

「みどりの拠点」内の里地里山※1環境の保全活用に向けて

「みどりの拠点」内の生産緑地地区の保全・活用  
→東京都「農の風景育成地区制度」の指定検討

■具体的取組み

- ・周辺緑地との一体的保全活用
- ・農業者への営農支援
- ・必要に応じ、コスト等を十分勘案し、公有地化を検討
- ・地産地消の推進
- ・生産緑地の生産物の販売や活用プロモーション支援
- ・体験農園としての活用

関戸六丁目生産緑地地区

体験型市民農園の活用イメージ

取組み2：その他の生産緑地地区の保全活用の検討

一ノ宮一丁目の生産緑地地区

里地里山環境の保全活用に向けて

■具体的取組み

- ・地産地消の推進
- ・生産緑地の生産物の販売や活用プロモーション支援
- ・体験農園としての活用

など

※1 里地里山とは

里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。(環境省HPより)



## 施策 05：水環境の維持・保全

市	市民（市民団体等）	事業者
<b>○湧水や農地等の水路の保全【改善】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水や水路の周辺環境を保全維持する。 (みどりと環境課、下水道課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水や水路の周辺環境を含めた保全維持に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水や水路の周辺環境を含めた保全、維持活動等の支援を行う。</li> </ul>
<b>○公園緑地の池やせせらぎの維持改善【改善】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地の池やせせらぎを、保全維持する。 (みどりと環境課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性に配慮した公園内の池環境等の改善への理解や協力を行う。</li> <li>外来生物や水面の異常を発見した場合は、市に連絡する。</li> <li>水環境の保全活動に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水環境の保全活動へ参加、支援等を行う。</li> </ul>
<b>○乞田川や大栗川、多摩川等の河川環境の把握と維持改善【継続】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川環境向上に向けた継続的な調査や、都への改善要望、普及啓発を行う。 (みどりと環境課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や水路等へ汚れた水を流さない。</li> <li>清掃活動や水辺の活動に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川への汚染の流出や有害廃棄物の投棄防止に協力する。</li> <li>河川環境の保全等に協力する。</li> </ul>

## 施策 06：周辺自治体との広域連携の推進

市	市民（市民団体等）	事業者
<b>○周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用【新規】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺自治体との連携会議への参加や隣接自治体と連携したみどりの保全等を推進する。 (みどりと環境課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な緑のつながりを理解し、保全や再生活動に参加する。</li> <li>市民団体の市域をこえた連携の取組みを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの広域連携の取組みに協力する。</li> </ul>
<b>○市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり【新規】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>市域を越えた遊歩道連携やイベントの実施等の取組みを推進する。 (みどりと環境課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域を越えたみどりを活用したイベントや環境づくりに参加する</li> <li>市民団体の市域をこえた連携の取組みを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの広域連携の取組みに協力する。</li> </ul>

## コラム

### ●水環境の維持・保全に向けて

#### ■対象となる水環境と主な取組み

○湧水や農地を流れる水路



- ・湧水や水路、池の周辺環境も含めた維持保全活動の推進
- ・生物環境の把握とデータバンク化
- ・水質等のモニタリング
- ・水辺の清掃や管理活動の推進
- ・水辺を活用した環境学習等の推進
- ・水辺環境の向上のための普及啓発など

○公園緑地の池やせせらぎ



○乞田川や大栗川等の河川



市民（市民団体等）、事業者、市の協働により推進していきます。

### ●周辺自治体や東京都との広域的連携をめざした取組み

#### ■「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」による取組み

本会議は、相模湖周辺や多摩地域から三浦半島までの連続的な丘陵地を「多摩・三浦丘陵ゾーン」として捉え、関係する 13 自治体による緑の保全・再生・活用等の連携に向けて、2006 年に発足しました。

各自治体では、これまでも独自の緑地保全施策を展開し、一定の成果をあげてきました。今後はより広域的な連携という視点で施策を展開する必要があることから、『みどりはつなぎ手』という基本理念のもとに、共通して実践できる様々な連携的取組みを推進しています。その一例が、2009 年のシンポジウムで発表した「緑と水景の広域連携トレイル構想」です。「緑と水景の広域連携トレイル」とは、市域を越えた広域的な「多摩・三浦丘陵」の緑や水景のつながりとともに、散策できるコース構想で、多くの市民に自然環境の魅力を発信できるものと期待し、具体化を進めています。

#### ■広域連携トレイルにおける多摩市の位置づけ

多摩市は、「鶴見川源流～百草園連携軸（尾根道と多摩川をめぐる環）」に位置づけられており、周辺自治体と連携した緑と水景の環を形成しています。また多摩市のみどりの軸の「よこやまの道広域連携軸」、「多摩川連携軸」、「連光寺崖線等連携軸」がこのトレイルに該当します。



多摩・三浦丘陵広域連携トレイルイメージ

## 施策方針B 暮らしと調和したみどりの適切な育成管理

### (1) みどりの育成管理の現状と今後の方向性

#### 1) 現状と課題

多摩市の多くは、丘陵地を開発した住宅地ですが、計画的な公園・緑地の配置や、街路樹、歩行者専用道における植栽、団地内や庭の個性的な植栽によって、みどり豊かなまちとなっています。

一方で、豊かなみどりが夜間の歩行に不安を与えるなど防犯上の課題がでてきたり、交通安全面からも見通しが悪く危険な箇所を生み出したりしています。そのため、豊かなみどりを良好に保全していくとともに、防犯や交通安全との調和が必要となっています。その他、震災の不安が高まる中で、災害時には避難路や避難地として貴重なオープンスペースである公園緑地についても、市内の豊かな公園緑地を活かした防災面の向上をさらに図っていく必要があります。

樹木の育成管理については、地域に根ざした管理を継続的に行うことにより、地域住民に愛されるみどりを守り育てていく必要があります。

また、この育成管理の主体についても、市のみで実施することは不可能であり、多様な主体の協働による育成管理体制をつくっていくことが急務となっています。

#### 2) 今後の取組み

今後のみどりの育成管理については、防犯や交通安全、防災、景観、地域特性等の視点を総合的に勘案し、暮らしと調和した育成管理のあり方を点検します。

また市民や市民団体等とのパートナーシップにより、市民参画による育成管理計画に基づく適切な管理を推進していくことをめざします。



市民団体とのパートナーシップによるみどりの育成管理  
(グリーンボランティア森木会の活動)



アダプト制度を活用した市民による公園の美化及び清掃活動



高所作業車を利用した樹木の管理作業



## コラム

### ●多摩市におけるみどりの育成管理

#### ■市の多様なみどり

市内には、地区公園・近隣公園・街区公園といった公園、緑地、街路樹、公共施設の敷地内の樹木等、池や水路など様々なみどりがあります。



管理された樹木  
(李久保公園)



豊かな樹林  
(からきだの道)



良好な街路景観  
(ニュータウン通り)



利用される水辺  
(中沢池公園)



#### ■みどりの育成管理の方法

市内の多様なみどりを持続的に良好な状態に保っていくためには、定期的かつ適正な育成管理が必要となります。現在、市では大きく2つの方法でみどりの育成管理を実施しています。

##### 「市民団体等の育成管理活動への支援」

公園緑地において市民団体等によるみどりの管理等へ支援をしています。

- ・活動支援
- ・人材育成支援
- ・情報発信支援 等

##### 「業務の委託」

市民や市民団体等では管理できない箇所や、高所作業車など専門性の高い作業を中心に、専門業者に業務委託し、管理を行っています。

- ・清掃、植え込み地・芝生地管理
- ・その他管理（藤棚、灌木、生垣等）
- ・管理業務（砂場、遊具、緊急対応等）
- ・街路樹等高木の剪定 等

#### ■市民団体等のみどりの育成管理活動等への支援制度（平成 23 年度時点）

①公園愛護会制度	主に街区公園を対象として、地域住民・自治会・老人会等により組織で公園の清掃を行い、公園の愛護意識を高めることにより、その組織を広く啓発することを目的としています。
	平成 23 年度実績：71 団体、112 公園
②アダプト制度	公園施設や道路、歩行者専用道路等の身近な公共空間の美化と清掃について、市民意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的としています。
	平成 23 年度実績：32 団体（公園）、29 団体（道路）
③グリーンボランティア制度	公園緑地内の樹木の管理などみどりの保全や、グリーンボランティア育成講座による、みどりに関わる人材の育成などを目的としています。
	平成 23 年度実績：8 箇所の公園緑地の樹林等



## (2) 施策・取組みと役割

### 施策 07：安全安心な暮らしと調和したみどりの構築

市	市民（市民団体等）	事業者
○公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築【新規】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯等に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯等の安全安心な暮らしとの調和からみどりの調査へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯等の安全安心な暮らしとの調和からみどりの調査へ協力する。</li> </ul>
○防災に配慮した公園緑地ネットワークの再構築【新規】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩市地域防災計画と連携した取り組みを進める。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所及び避難場所へのルートの理解と確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所及び避難場所へのルートの理解と確認を行う。</li> </ul>
○景観に配慮したみどりのあり方と保全手法の構築【新規】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な景観に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの景観ポイントなどの情報提供を行う。</li> <li>市と協働し、みどりの景観に関する調査や検討に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者活動において、緑地景観へ配慮する。</li> </ul>

### 施策 08：みどりの適正な育成管理

市	市民（市民団体等）	事業者
○「街路樹よくなるプラン」（街路編）に基づく街路樹の管理の推進【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>「街路樹よくなるプラン」（街路編）に基づく街路樹の管理を進める。（道路交通課）</li> </ul>	—	—
○「みどりの管理シート」に基づく公園緑地の育成管理の推進【新規】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園別緑地別の「みどりの管理シート」の作成を進め、地域特性を活かした育成管理を進める。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な公園緑地の「みどりのカルテ」づくりへ協力する。</li> </ul>	—
○民有樹林の育成管理【新規】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>民有樹林の育成管理支援を進める。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有樹林の育成管理活動等に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有樹林の育成管理活動等を支援する。</li> </ul>

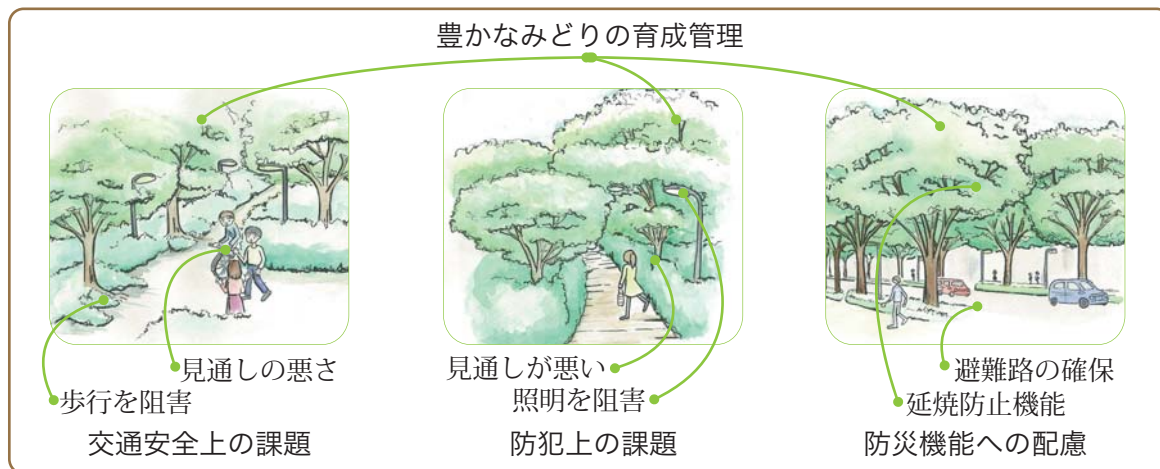
### 施策 09：パートナーシップによる公園緑地等の育成管理

市	市民（市民団体等）	事業者
○既存支援制度の活用による持続的な育成管理【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>アダプト制度などの既存支援制度を継続して行う。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度を活用し、愛着のある公園となるよう維持管理活動へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度を活用した維持管理活動の支援と協力を行う。</li> </ul>
○グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理【継続】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンボランティアへの理解を深め、活動へ参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンボランティア活動への参加、協力や支援を行う。</li> </ul>
○市民イベント等を活用した公園緑地等の育成管理の推進【新規】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりに関するイベント等の主催や支援を通じて、公園緑地等の管理への理解や協力を進める。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりに関するイベントの実施や参加を通じて、育成管理への協力や体験参加を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らみどりの育成管理を実施するとともに、みどりのイベント等を支援する。</li> </ul>

コラム

●暮らしと調和したみどりの管理に関する取組み

■安全安心な暮らしと調和したみどりの構築<施策 07>



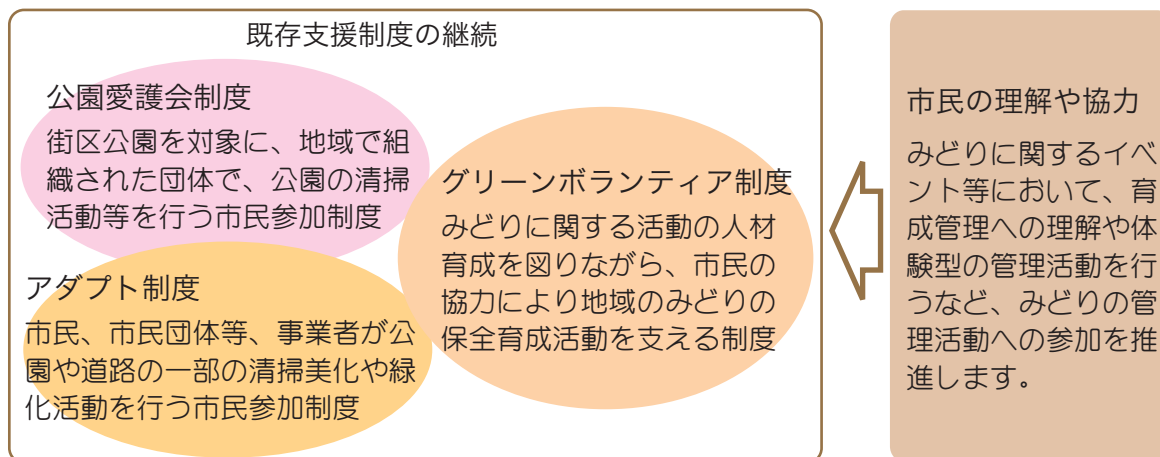
モデル地区の設定などを行い、地域の課題やニーズに関する調査をもとに、暮らしの安全安心と豊かなみどりが調和した育成管理の基本的なあり方を構築します。

基本的なあり方を示しつつ、地域特性を活かした育成管理につなげます。

■みどりの適正な育成管理<施策 08>



■パートナーシップによる公園緑地等の育成管理<施策 09>



## コラム

### ●みどりの適正な育成管理に向けて

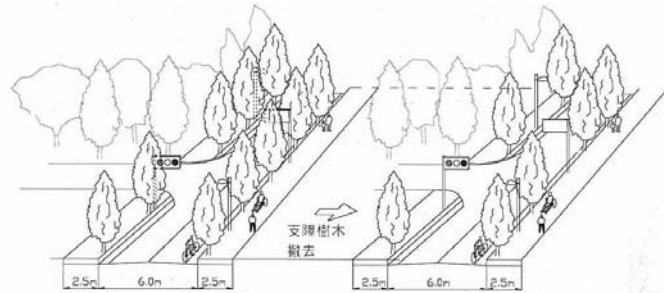
#### ■「街路樹よくなるプラン※1」（街路編）に基づく街路樹の育成管理



街路樹よくなるプラン（表紙）

#### ◎管理例

- ・信号及び標識等の視認障害、街路灯の照度障害の解消
- ・道路幅員に合わせた樹形のコンパクト化
- ・密な中低木の見通しの悪さの解消



信号や標識、街路灯の障害となる街路樹の適正化例

#### ■民有樹林の育成管理

多摩市所有の公園緑地（公共用地等）のみどりの適切な育成管理の継続

+ 加えて・・・

民有樹林も多様な手法による育成管理を推進していきます。

今後検討を推進する制度例

市民緑地制度※2

管理協定制度

（仮称）みどりの市民ファンド※3の創設

緑地協定制度※4

グリーンボランティア等の  
市民団体の活動範囲の拡充

多摩市のみどりの育成管理を一体的に進めていきます。

#### ※1 街路樹よくなるプラン（街路編）とは

うるおいとゆとりのある快適な道路空間の創出と、交通機能や空間機能との調和を図りながら、地域特性をふまえた適切な街路樹の管理運営をめざす指針として策定されました。

#### ※2 市民緑地制度とは

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。（都市緑地法第55条）

#### ※3 （仮称）みどりの市民ファンドとは

市民からの寄付を中心に、みどりに関する活動に助成をするしくみ

#### ※4 緑地協定制度とは

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。（都市緑地法第45条、第54条）

■「みどりの管理シート」※に基づく公園緑地の育成管理

現在、市内のみどりについて良好な生活環境を維持するため、育成管理を実施していますが、その地域ごとに育成管理に関して、様々な地域特性や市民のニーズがあります。

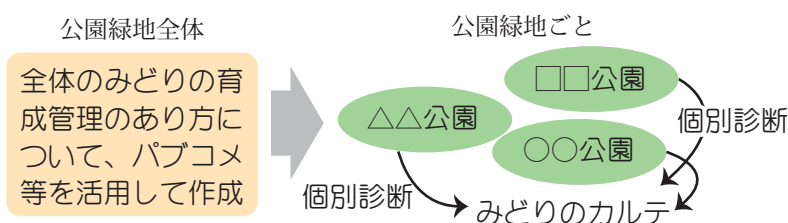
今後は、市民協働をふまえて、各公園緑地において、地域特性を活かした効果的な育成管理を行うため、「みどりの管理シート」を作成し、特色ある育成管理を推進していきます。

◇今後の育成管理の進め方

- 1) 全体のみどりの育成管理のあり方（全体の考え方の構築）  
→パブリックコメントを活用して作成
- 2) 個別の公園緑地の管理

①公園緑地別に「多摩市みどりのカルテ」の作成

- ・各公園緑地の樹木の状況を市民協働により診断
- ・診断した内容を「多摩市みどりのカルテ」にとりまとめる。



みどりのカルテ例

②公園緑地別に「みどりの管理シート」の作成

- ・「多摩市みどりのカルテ」をもとに、各公園緑地について、設定した評価基準にそって評価を行う。

<公園シートの評価項目>

樹形、樹勢、枯れ、間隔、景観、越境、日照、防犯

<緑地シートの評価項目>

樹種、本数、平均樹高、平均胸高直径、過密度、形状比

- ・管理履歴や公園の現況等を記載する。
- ・その地域特性をふまえた樹形や樹種への変更計画を立案する。

新たな公園緑地の活用に向けて

○市民の身近な公園の多様な活用アイデアの募集

- ・バーベキューのできる公園
- ・実のなる木（食べられる公園）
- ・農作物が植えられる公園
- ・プレーパーク（自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした遊び場）ができる公園
- ・ドックランのある公園

など

・「みどりの管理シート」に基づく適正な育成管理の実施

・規制緩和等による公園緑地の新たな活用を活かした育成管理の推進の検討

※「みどりの管理シート」とは

各公園緑地は地域特性や機能特性、利用者のニーズなど多種多様です。そのため、公園緑地ごとに特性を調査したものを、「多摩市みどりのカルテ」としてまとめた上で、各公園緑地別に実施した適切な剪定、伐採、植栽等の経過を履歴として記録し、その後の適切な管理運営をめざす指針を示すシートとして作成します。